

山梨県公報

号外第二十二号の三

平成二十六年

三月三十一日

月 曜 日

目次

規 則

○山梨県条例施行規則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第二十五号

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改める。

第二条第一項第一号中「総務部長」を「総務部の部長及び次長(部長の指定する次長に限る。)」に改め、同項第三号中「徴収部長」を「滞納整理部長、副滞納整理部長」に改める。

第三条第一項第一号中「総務部長」を「総務部の部長及び次長(部長の指定する次長に限る。)」に改め、同項第三号中「徴収部長」を「滞納整理部長、副滞納整理部長」に改め、同項第四号中「及び主事」を「、専門員、主事及び技師」に改める。

第二十二条の四第二項中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改め、同条第三項中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に、「条例第五十八条第二項」を「同条第二項」に改める。

第二十二条の十を削る。

第二十二条の九の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第一項中「第六十二条の七第五項及び第六十二条の八第五項」を「第六十二条の十第五項及び第六十二条の十一第五項」に、「農地保有合理化法人等の農地又は土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務免除申告書(第六十六

号様式)」を「農地利用集積円滑化団体等の農地又は土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務免除申告書(第六十九号様式)」に改め、同条第二項中「第六十二条の七第六項及び第六十二条の八第六項」を「第六十二条の十第六項及び第六十二条の十一第六項」に、「農地保有合理化法人等の農地又は土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予申告書(第六十七号様式)」を「農地利用集積円滑化団体等の農地又は土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予申告書(第七十号様式)」に改め、同条第三項中「第六十二条の七第七項及び第六十二条の八第七項」を「第六十二条の十第七項及び第六十二条の十一第七項」に、「農地保有合理化法人等の農地又は土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の還付申請書(第六十八号様式)」を「農地利用集積円滑化団体等の農地又は土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の還付申請書(第七十一号様式)」に改め、同条を第二十二条の十とする。

第二十二条の八第一項中「第六十二条の六第五項」を「第六十二条の九第五項」に、「第六十三号様式」を「第六十六号様式」に改め、同条第二項中「第六十二条の六第六項」を「第六十二条の九第六項」に、「第六十四号様式」を「第六十七号様式」に改め、同条第三項中「第六十二条の六第七項」を「第六十二条の九第七項」に、「第六十五号様式」を「第六十八号様式」に改め、同条を第二十二条の九とする。

第二十二条の七第一項中「第六十二条の五第五項」を「第六十二条の八第五項」に、「第六十号様式」を「第六十三号様式」に改め、同条第二項中「第六十二条の五第六項」を「第六十二条の八第六項」に、「第六十一号様式」を「第六十四号様式」に改め、同条第三項中「第六十二条の五第七項」を「第六十二条の八第七項」に、「第六十二号様式」を「第六十五号様式」に改め、同条を第二十二条の八とする。

第二十二条の六第一項中「第六十二条の二第三項」を「第六十二条の五第三項」に、「第五十七号様式」を「第六十号様式」に改め、同条第二項中「第六十二条の二第四項」を「第六十二条の五第四項」に、「第五十八号様式」を「第六十一号様式」に改め、同条第三項中「第六十二条の四第二項」を「第六十二条の七第二項」に、「第五十九号様式」を「第六十二号様式」に改め、同条を第二十二条の七とし、第二十二条の五の次に次の一条を加える。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額の申告書等)

第二十二条の六 条例第六十二条の二第三項に規定する規則で定める様式は、耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額申告書(第五十七号様式)とする。

2 条例第六十二条の二第四項に規定する規則で定める様式は、耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申告書(第五十八号様式)とする。

3 条例第六十二条の四第二項に規定する規則で定める様式は、耐震基準不適合既存住宅

宅の取得に対する不動産取得税の還付申請書（第五十九号様式）とする。

第五十三条の八第二項中「百分の〇・五二五」を「百分の〇・五四」に改める。

第四章の章名中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改める。

第六十四条の見出し中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改め、同条第一項中「第七十三条第一項の承認」を「第七十三条の承認」に、「同項の表の各号の上欄」を「同条の表の各号の上欄」に、「同項に」を「同条に」に改め、同条第二号中「第七十三条第一項」を「第七十三条」に、「第三項」を「第二項」に改め、同条第三号中「係る電子計算機処理に当該条例第七十三条第一項の表の各号の上欄」を「係る電子計算機処理に当該条例第七十三条の表の各号の上欄」に、「当該電子計算機処理に当該条例第七十三条第一項の表の各号の上欄」を「当該電子計算機処理に当該同表の各号の上欄」に改め、同条第四号口中「明りよう」を「明瞭」に改め、同条第二項から第六項までを削る。

第六十五条の見出し中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改め、同条第一項中「第七十三条第一項の表の各号の上欄に掲げる者は、前条第一項各号」を「第七十三条の表の各号の上欄に掲げる者は、前条各号」に、「条例第七十三条第一項の表の各号の下欄」を「同表の各号の下欄」に改め、同条第一号口中「第七十三条第一項の表の各号の上欄」を「第七十三条の表の各号の上欄」に、「前条第一項第一号イ」を「前条第一号イ」に改め、同条第四号中「日本工業規格」の下に「（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。）」を加え、「明りよう」を「明瞭」に改め、同条第五号中「第七十三条第一項の表の各号の上欄」を「第七十三条の表の各号の上欄」に、「前条第一項第四号」を「前条第四号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第七十四条第三項に規定する規則」を「第七十四条第二項に規定する規則」に改め、同条第一号中「第七十三条第一項又は第二項」を「第七十三条」に、「条例第七十四条第三項に規定する県税関係帳簿書類（以下「県税関係帳簿書類」という。）」を「県税関係帳簿」に、「県税関係帳簿書類の」を「県税関係帳簿の」に、「第七十五条第一項又は第二項」を「第七十五条第一項」に改め、同条第二号中「第七十三条第一項又は第二項」を「第七十三条」に、「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改め、同項を同条第二項と、「同条第四項中「及び第二項」を削り、「第七十四条第三項」を「第七十四条第二項」に、「第七十三条第一項の表の各号の上欄」を「第七十三条の表の各号の上欄」に改め、「又は同条第二項に規定する法人」を削り、「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改め、同項を同条第三項とする。

第六十六条第二項を削り、同条第三項中「第七十五条第四項」を「第七十五条第三項」に、「県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認通知書」を「県税関

係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認通知書」に、「県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の却下通知書」を「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の却下通知書」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十七条第一項中「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿」に、「第七十三条第一項」を「第七十三条」に改め、「又は同条第二項に規定する電磁的記録の保存」を削り、「県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」を「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」に改め、同条第二項中「（県税関係帳簿書類）を（「県税関係帳簿」に、「県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更届出書」を「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の変更届出書」に改める。

第六十八条中「県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認取消通知書」を「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認取消通知書」に改める。

第六十九条中「第七十四条第三項」を「第七十四条第二項」に、「県税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロファイルによる保存の承認申請書」を「県税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロファイルによる保存の承認申請書」に改める。

第七十条の見出し中「県税関係帳簿書類承認証明書」を「県税関係帳簿承認証明書」に改め、同条中「県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認証明書」を「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認証明書」に、「県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認証明書交付請求書」を「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認証明書交付請求書」に改める。

第五十号様式中「既存住宅用」を「既存住宅等」に改める。
第五十三号様式から第五十六号様式までの規定中「既存住宅等」を「既存住宅等」に改める。

第六十九号様式から第七十一号様式までを削る。

第六十八号様式中「（第22条の9関係）」を「（第22条の10関係）」に、「農地保有合理化法人等の農地又は土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の還付申請書」を「農地利用集積団体化団体等の農地又は土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の還付申請書」に改め、同様式を第七十一号様式とする。

第六十七号様式中「（第22条の9関係）」を「（第22条の10関係）」に、「農地保有合理化法人等の農地又は土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予申請書」を「農地利用集積団体化団体等の農地又は土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予申請書」に改め、同様式を第七十号様式とする。

第六十六号様式中「（第22条の9関係）」を「（第22条の10関係）」に、「農地保

有合理化法人等の農地又は土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務免除申告書」や「農地利用集積円滑化団体等の農地又は土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務免除申告書」に於て、同様式を第六十九号様式とする。

第六十五号様式中「(第22条の8関係)」を「(第22条の9関係)」に、「第62条の6第7項」を「第62条の9第7項」に於て、同様式を第六十八号様式とする。

第六十四号様式中「(第22条の8関係)」を「(第22条の9関係)」に、「第62条の6第6項」を「第62条の9第6項」に於て、同様式を第六十七号様式とする。

第六十三号様式中「(第22条の8関係)」を「(第22条の9関係)」に、「第62条の6第5項」を「第62条の9第5項」に於て、同様式を第六十六号様式とする。

第六十二号様式中「(第22条の7関係)」を「(第22条の8関係)」に、「第62条の5第7項」を「第62条の8第7項」に於て、同様式を第六十五号様式とする。

第六十一号様式中「(第22条の7関係)」を「(第22条の8関係)」に、「第62条の5第6項」を「第62条の8第6項」に於て、同様式を第六十四号様式とする。

第六十号様式中「(第22条の7関係)」を「(第22条の8関係)」に、「第62条の5第5項」を「第62条の8第5項」に於て、同様式を第六十三号様式とする。

第五十九号様式中「(第22条の6関係)」を「(第22条の7関係)」に、「第62条の4第2項」を「第62条の7第2項」に於て、同様式を第六十二号様式とする。

第五十八号様式中「(第22条の6関係)」を「(第22条の7関係)」に、「第62条の2第4項」を「第62条の5第4項」に於て、同様式を第六十一号様式とする。

第五十七号様式中「(第22条の6関係)」を「(第22条の7関係)」に、「第62条の2第3項」を「第62条の5第3項」に於て、同様式を第六十号様式とし、第五十六号様式の次に次の三様式を加える。

耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額申告書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所（所在地）

氏名（名称）

印

山梨県県税条例第62条の2第3項の規定により、次のとおり減額を申告します。

住宅	所在		家屋番号	
	構造		床面積	m ²
	一戸建又は共同住宅等の別		価格	円
当該住宅の建築年月日		年 月 日		
当該住宅の取得年月日		年 月 日		
当該住宅の耐震改修の完了年月日		年 月 日		
課税年度	年度	通知書番号		
税額	円	減額を受けようとする額	円	

耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申告書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所(所在地)

氏名(名称)

印

山梨県県税条例第62条の2第4項の規定により、次のとおり徴収猶予を申告します。

住宅	所在		家屋番号		
	構造		床面積	m ²	
	一戸建又は共同住宅等の別		価格	円	
当該住宅の建築年月日			年	月	日
当該住宅の取得年月日			年	月	日
当該住宅の耐震改修の完了年月日			年	月	日
備考					

耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の還付申請書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所（所在地）

氏名（名称）

印

山梨県県税条例第62条の4第2項の規定により、次のとおり還付を申請します。

住宅	所在		家屋番号		
	構造		床面積	m ²	
	一戸建又は共同住宅等の別		価格	円	
当該住宅の建築年月日			年	月	日
当該住宅の取得年月日			年	月	日
当該住宅の耐震改修の完了年月日			年	月	日
課税年度	年度	通知書番号			
既に納付した税額	円	納付年月日	年	月	日
減額後の税額	円	減額を受けようとする額	円		

第百九号様式中 「0. 5 2 5」 や 「0. 5 4」 における。

第百四十四号様式中 「第173条第1項」 や 「第173条」 及び 「県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」 や 「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」 及び 「県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取消通知書」 や 「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取消通知書」 及び 「第64条第1項第1号イ関係」 や 「第64条第1号イ関係」 及び 「第64条第1項第1号ロ関係」 や 「第64条第1号ロ関係」 及び 「第64条第1項第2号関係」 や 「第64条第2号関係」 及び 「第64条第1項第3号関係」 や 「第64条第3号関係」 及び 「第64条第1項第4号関係」 や 「第64条第4号関係」 及び 「明りような」 や 「明瞭な」 及び 「第64条第1項第5号関係」 や 「第64条第5号関係」 における。

第145号様式及び第146号様式 削除

第百四十七号様式中 「県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認通知書」 や 「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認通知書」 及び 「第175条第1項」 及び 「第175条第1項」 及び 「申請のあつた県税関係帳簿書類」 や 「申請のあつた県税関係帳簿の種類」 や 「県税関係帳簿の種類」 及び 「備付け開始日又は書類の保存に代える日」 や 「備付け開始日」 及び 「県税関係帳簿書類の作成」 や 「県税関係帳簿の作成」 及び 「第175条第1項ただし書」 や 「第175条第1項ただし書」 における。

第百四十七号様式中 「県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の却下通知書」 や 「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の却下通知書」 及び 「第175条第1項」 や 「第175条第1項」 及び 「申請のあつた県税関係帳簿書類」 や 「申請のあつた県税関係帳簿」 及び 「第175条第4項」 や 「第175条第3項」 及び 「却下する県税関係帳簿書類」 や 「却下する県税関係帳簿」 及び 「備付け開始日又は書類の保存に代える日」 や 「備付け開始日」 における。

第百四十九号様式中 「県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」 や 「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」 及び 「県税関係帳簿書類に」 や 「県税関係帳簿に」 及び 「県税関係帳簿書類の種類等」 や 「県税関係帳簿書類の種類等」 及び 「県税関係帳簿の種類等」 及び 「県税関係帳簿の種類等」 における。

「 係帳簿の種類等」 及び 「 帳簿書類の種類」 や 「 帳簿の種類」 及び 「 3」

その他参考となる事項

「条例第173条第3項の規定による電磁的記録の保存をやめようとする場合の基となる（保存している・廃棄した）」

3 その他参考となる事項

つた書類の保存の状況

における。

第百四十七号様式中 「県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更届出書」 や 「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の変更届出書」 及び 「県税関係帳簿書類の種類等」 や 「県税関係帳簿の種類等」 及び 「帳簿書類の種類」 や 「帳簿の種類」 における。

3 その他参考となる事項

「システム変更の場合に、条例第173条第3項の規定により保存（可・否）」

3 その他

している電磁的記録を変更後のシステムに移行することの可否」

を

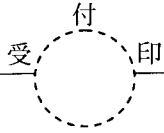
参考となる事項

に改める。

第百五十一号様式中「県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認取消通知書」や「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認取消通知書」及び「第175条第1項」並びに「申請のあつた県税関係帳簿書類」や「申請のあつた県税関係帳簿」並びに「取り消す県税関係帳簿書類」や「取り消す県税関係帳簿」並びに「備付け開始日又は書類の保存に代えた日」や「備付け開始日」に改める。
第百五十一号様式を次のように改める。

第152号様式（第69条関係）

県税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機
出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書



年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

※整理番号

(フリガナ)	
住所又は居所 (法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称	
(フリガナ) 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)	印
(フリガナ) 代表者住所 (法人の場合に限る。)	(電話番号 - -)

山梨県県税条例第174条第2項の承認を受けたいので、同条例第178条において準用する同条例第175条第1項の規定により申請します。

1 承認を受けようとする県税関係帳簿の種類、電磁的記録の保存に代える日、保存場所及び国税関係申請状況

帳簿の種類		電磁的記録の保存に代える日	保存場所	国税関係申請状況
税目	名称、作成事務所等	(当初の承認を受けた年月日等)		
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署

※ 処 理 欄	整理簿	同時提出申請書	回付先
	(摘要)		

(4の1)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所

都道府県名	所在地				
3 県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取消通知書を受けた県税関係帳簿の種類及びその年月日（この申請に係る県税関係帳簿について、県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び承認を受けようとする場合に記入）					
区分	対象となつた帳簿の種類		届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となつた備付け 又は保存の方法
	税目	名称、作成事務所等			
取りやめ届出取消 し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出取消 し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出取消 し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出取消 し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
4 COMによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする期間					
① 保存期間のうち保存期間の初日から（ ）が経過した日以後の期間					
② 保存期間の全期間					
5 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称 及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要					
区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
(4の2)					
7 山梨県県税条例施行規則に定める要件を満たすためにとろうとする措置					
備考 条例第173条（県税関係帳簿の電磁的記録による保存等）の承認を受けている県税関係帳簿について承認を受けようとする場合は、(1) から (11) までに掲げる事項について記載する必要があります。					
2 条例第173条第2項（県税関係書類の電磁的記録による保存）の承認を受けている県税関係書類について承認を受けようとする場合は、(4) 及び (7) から (11) までに掲げる事項について記載する必要があります。ただし、「4 COMによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする期間」で①を選択した場合は、(5) 及び (6) に掲げる事項についても記載する必要があります。					

(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（第64条第1号イ関係）

- データを直接に訂正し、又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録される電子計算機処理システムを使用する。
- データを直接に訂正し、又は削除することができない電子計算機処理システムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。
- 上記以外の方法による。
〔 〕

※ 該当する場合のみ記載してください。

- 入力日から〔 〕日間に限つては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内容規程でこの旨を定める）。

(2) 追加入力した事実の確認に関する措置（第64条第1号ロ関係）

- 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し、又は削除することができない）システムを使用する。
- 入力データに個々のデータを特定できる情報〔一連番号伝票番号その他（ 〕〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正し、又は削除することができない）電子計算機処理システムを使用する。
- 上記以外の方法による。
〔 〕

(3) 県税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置（第64条第2号関係）

- 〔一連番号伝票番号その他（ 〕〕により県税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。
- 上記以外の方法による。
〔 〕

(4) 電子計算機処理システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第64条第3号関係）

- 次の名称の書類を備え付ける。
 - ① 電子計算機処理システムの概要を記載した書類
〔 〕
 - ② 電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類
〔 〕
 - ③ 電子計算機処理システムの操作説明書
〔 〕
 - ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類
〔 〕

(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第64条第4号関係）

- 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようにする。
- 上記以外の方法による。
〔 〕

(4の3)

(6) 検索機能の確保に関する措置（第64条第5号関係）

- 主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目	主な帳簿書類名
<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

- 日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。
- 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

(7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（第65条第1項第1号関係）

- COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。
〔 〕
- ①保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印②COMの作成責任者の記名押印③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。

(8) COMの索引簿の備付けに関する措置（第65条第1項第2号関係）

- 帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。
- 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。
- 上記以外の方法による。
〔 〕

(9) COMの索引の出力に関する措置（第65条第1項第3号関係）

- COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。

(10) マイクロフィルムリーダプリンタの備付け及び出力に関する措置（第65条第1項第4号）

- COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダプリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。
- 上記以外の方法による。
〔 〕

(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置（第65条第1項第5号関係）

- ※ 次の措置をとろうとする場合は、(5)又は(6)についても記載してください。
- 上記(5)及び(6)の措置をとつて電磁的記録を保存する。
- 上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。
- 上記以外の方法による。
〔 〕

8 その他参考となる事項

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合は、その委託に係る契約書の写し） 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------	--

(4の4)

備考 COMとは、電子計算機出力マイクロフィルムのことをいいます。

第五百五十二号様式中「県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認証明書」や「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認証明書」及び「請求のあった県税関係帳簿書類」や「請求のあった県税関係帳簿」及び「承認している県税関係帳簿書類」や「承認している県税関係帳簿書類」及び「備付け開始日又は書類の保存に代える日」や「備付け開始日」に定める。

第五百五十四号様式中「県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認証明書交付請求書」や「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認証明書交付請求書」及び「県税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等について」や「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等について」及び「請求する県税関係帳簿書類」や「請求する県税関係帳簿」及び「備付け開始日又は書類の保存に代える日」や「備付け開始日」に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、目次、第四章の章名及び第六十四条から第七十条までの改正規定並びに第四百四十四号様式から第五百四十四号様式までの改正規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の山梨県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県税条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の山梨県税条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番